

東浦町子育て短期支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子等が夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする場合に、これらの者を児童福祉施設において一時的に養育又は保護する東浦町子育て短期支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、当該児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の利用対象者は、東浦町内に居住する18歳未満の児童及び当該児童の母等であって、次のいずれかの状態にあるもの（当該児童の母等にあつては、第2号の状態にあるもの）のうち、町長が適当と認める者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 保護者が社会的理由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的事業への参加）により、家庭における養育が一時的に困難となる状態
- (2) 夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする状態

(実施施設)

第3条 事業を実施する施設は、町長が指定する児童福祉施設（以下「実施施設」という。）とする。

(利用期間)

第4条 事業を利用することのできる期間（以下「利用期間」という。）は、原則として7日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、必要最小限の範囲で利用期間を延長することができる。

(利用の手続)

第5条 事業を利用しようとする対象者（児童にあつては、その保護者とする。以下「申請者」という。）は、子育て短期支援利用申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに利用の要件、世帯の状況、利用しようとする期間及び実施施設の収容能力を調査し、事業の利用が必要と認められるときは子育て短期支援利用決定通知書（様式第2）により、必要と認められないときは子育て短期支援利用却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、事業の利用を決定したときは、実施施設に対し、子育て短期支援事業委託書（様式第4）により通知するものとする。

(利用の手続の特例)

第6条 申請者は、緊急を要するため前条第1項の規定による利用の手続をすることが困難なときは、口頭により利用を申請することができる。

2 町長は、前項の規定による申し出があつた場合において、利用に必要な事項を聴

取し、即時の利用が必要と認められるときは、利用させることができるものとする。

3 前項の規定により即時の利用を認めたときは、申請者は、速やかに前条に定める手続をしなければならない。

(費用)

第7条 町長は、実施施設に対し、事業を実施するために必要な経費として別表第1に定める額を支弁する。

(申請者の負担)

第8条 第5条第2項(第6条第3項において準用する場合を含む。)の規定により子育て短期支援利用の決定を受けた申請者は、東浦町手数料条例(昭和59年東浦町条例第8号。以下「条例」という。)の規定に基づき子育て短期支援利用手数料を町長の指定する日までに納付しなければならない。この場合において、別表第2の左欄に掲げる場合は、同表中欄に掲げる対象者1人1日につき、条例第6条の規定により、同表右欄に定める額を減免することができる。

(手数料の減免)

第9条 前条に規定する子育て短期支援利用手数料の減免を受けようとする者は、子育て短期支援利用手数料減免申請書(様式第5)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査して減免が必要であると認められるときは、子育て短期支援利用手数料減免決定通知書(様式第6)により、必要と認められないときは子育て短期支援利用手数料減免却下通知書(様式第7)により申請者に通知するものとする。

(利用の解除)

第10条 申請者は、利用期間満了前に利用の要件がなくなったときは、速やかに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告があったときは、子育て短期支援利用解除通知書(様式第8)により申請者及び実施施設の長に通知するものとする。

(送迎)

第11条 利用の際の実施施設への送迎は、申請者が行うものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

対象者の区分	事業単価
2歳未満の児童及び慢性疾患に罹っている児童	1日 10,700円
2歳以上の児童	1日 5,500円
18歳未満の児童の母等	1日 1,500円

備考 2歳未満の児童、2歳以上の児童及び18歳未満の児童の年齢については、当該年度の4月1日の満年齢を適用する。

別表第2（第8条関係）

区分	対象者	減免額
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯である場合	2歳未満の児童及び慢性疾患の児童	5,350円
	2歳以上の児童	2,750円
	18歳未満の者の母等	750円
当該年度分の市町村民税非課税世帯又は母子家庭世帯、父子家庭世帯若しくは養育者家庭世帯（生活保護法による被保護世帯である場合を除く。）である場合	2歳未満の児童及び慢性疾患の児童	4,250円
	2歳以上の児童	1,750円
	18歳未満の児童の母等	450円

備考

- 1 母子家庭世帯とは、東浦町母子家庭等医療費支給条例（昭和53年東浦町条例第32号）第2条第1項第1号に規定する母子家庭の母が属する世帯をいう。
- 2 父子家庭世帯とは、東浦町母子家庭等医療費支給条例第2条第1項第2号に規定する父子家庭の父が属する世帯をいう。
- 3 養育者家庭世帯とは、児童を現に養育する父母がない場合において、父母に代わって当該児童を現に自己の家庭において養育している者が属する世帯をいう。

様式第1（第5条関係）

子育て短期支援利用申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 住所
 氏名 印
 （利用対象者との続柄）
 電話番号

東浦町子育て短期支援事業実施要綱に基づく事業を利用したいので、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、町民税に関する課税資料を確認されることについて了承します。

利用 対 象 者	フリガナ 氏 名		性 別	男 女	生年 月日	年 月 日 (歳)
	住 所					
利用理由						
利用期間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)				
世帯区分						
特記事項						

様式第2（第5条関係）

子育て短期支援利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のありました子育て短期支援事業の利用について、次のとおり決定します。なお、利用期間満了前に利用の要件がなくなったときは、速やかに申し出てください。

利用対象者	フリガナ 氏 名		性 別	男 女	生年 月日	年 月 日 (歳)
	住 所					
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)					
手数料	円 (1日につき)					
実施施設	施設名	電話番号				
	所在地					
利用決定理由						

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東浦町長に対して異議申立てをすることができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3（第5条関係）

子育て短期支援利用却下通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のありました子育て短期支援事業の利用について、次のとおり承認できないので通知します。

利用対象者	フリガナ 氏 名		性 別	男 女	生年 月日	年 月 日 (歳)
	住 所					
却下理由						

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東浦町長に対して異議申立てをすることができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4（第5条関係）

子育て短期支援事業委託書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

東浦町子育て短期支援事業実施要綱に基づく事業の利用について、次のとおり委託します。

利用対象者	フリガナ 氏 名		性 別	男 女	生年 月日	年 月 日 (歳)
	住 所					
利用期間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)				
申請者	氏名	(利用対象者との続柄)				
	住所	電話番号				
	緊急 連絡先	電話番号				
特記事項						

様式第5（第9条関係）

子育て短期支援利用手数料減免申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者住所

氏 名

印

年 月 日付け、第 号で利用の決定を受けた次の利用対象者に
係る子育て短期支援利用手数料について、東浦町子育て短期支援事業実施要綱第9条
の定めにより、減免していただきたく申請します。

利用対象者	氏 名	
	住 所	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
減 免 の 額 (算出基礎)	(利用日数 日×日額手数料	円 円)

様式第6（第9条関係）

子育て短期支援利用手数料減免決定通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請あった子育て短期支援利用手数料減免申請については、次のとおり決定します。

利用対象者	氏 名	
	住 所	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
減 免 の 額 (算出基礎)	(利用日数 日×日額手数料 円 円)	

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東浦町長に対して異議申立てをすることができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7（第9条関係）

子育て短期支援利用手数料減免却下通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請あった子育て短期支援利用手数料減免申請については、次の理由により却下します。

却下理由

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東浦町長に対して異議申立てをすることができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8（第10条関係）

子育て短期支援利用解除通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

東浦町子育て短期支援事業実施要綱に基づく事業の利用を、次のとおり解除したので通知します。

利用 対 象 者	フリガナ 氏 名		性 別	男 女	生年 月 日	年 月 日 (歳)
	住 所					
実施施設	施設名					
	所在地					
利用期間	予定期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)				
	実施期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)				
解除日	年 月 日					
解除理由						